

掛川市認知症施策総合推進事業実施要綱を次のように定める。

平成24年7月9日

掛川市長 松 井 三 郎

### 掛川市認知症施策総合推進事業実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、認知症専門医療機関その他関係機関の連携強化並びに認知症患者及びその家族に対する支援を行うことにより、認知症患者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において「認知症施策総合推進事業」とは、認知症患者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、認知症専門医療機関その他関係機関の連携を図るとともに、認知症地域支援推進員が認知症患者及びその家族に対して情報の提供、相談その他の支援を行うことをいう。

#### (事業の内容)

第3条 認知症施策総合推進事業（以下「事業」という。）の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 認知症疾患医療センターその他関係機関の連携強化の促進
- (2) 認知症患者及びその家族に対する介護サービス等に関する情報提供、相談その他の利用援助
- (3) 若年性認知症患者に対する相談、就労支援その他の支援
- (4) 認知症に関する広報、研修事業の企画等

#### (対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に住所を有する認知症患者及びその家族（以下「利用者」という。）とする。

#### (事業の委託)

第5条 事業の実施は、社会福祉法人天竜厚生会（以下「受託者」という。）に委託する。

(苦情処理)

第6条 受託者は、利用者から事業に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するとともに、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の措置を講じなければならない。

(実施報告等)

第7条 受託者は、事業を実施したときは、当該実施日の属する月の翌月の10日までに、書面により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定するもののほか、受託者に対し、事業の実施に関し必要な報告を求めることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。